別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 職員の任免の発令の形式 |  |
| 第１　一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の場合 |  |
| １　採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合） |  |
| (ア)八頭町……に任命する | ○辞令書の種類欄に記載する。(ア)　吏員の場合には、事務吏員及び技術吏員の別とし、その他の職員の場合には、事務員及び技術員の別とする。 |
| ……職……級に決定する……号給を給する……勤務を命ずる | ○辞令書の給料欄に記載する。○辞令書の所属部課所欄に記載する。○辞令書の職欄に記載する。 |
| (イ)……を命ずる | (イ)　職名とする。 |
| ２　昇任（現に有する職より上位の職を命ずる場合） |  |
| 八頭町……吏員に任命する……勤務を命ずる……を命ずる | ○吏員以外の職員を吏員に任命する場合に限る。○所属部課所を変更する場合に限る。 |
| ３　降任（現に有する職より下位の職を命ずる場合） |  |
| 八頭町……に任命する | ○吏員を吏員以外の職員に任命する場合に限る。 |
| ……勤務を命ずる……を命ずる | ○所属部課所を変更する場合に限る。 |
| ４　配置換（昇任及び降任以外の方法で所属部課所の変更を命ずる場合） |  |
| ……勤務を命ずる（・を命ずる） | ○辞令書の所属部課所欄に記載する。関係部課所の発令を要しない場合（例えば○○課長から××課長へ配置換えの場合）に辞令書の職欄に職名を記載する。 |
| ５　転任（任命権者を異にする他の部局から転入させる場合） |  |
| 八頭町……に任命する……職……級に決定する……号給を給する……勤務を命ずる……を命ずる |  |
| ６　出向（任命権者を異にする他の部局へ転出させる場合） |  |
| 八頭町……へ出向を命ずる | ○辞令書のその他欄に記載する。 |
| ７　転職（昇任及び降任以外の方法で異種と認められる職員の種類又は職を命ずる場合） |  |
| 八頭町……に任命する……職……級に決定する……号給を給する……勤務を命ずる……を命ずる | ○職員の種類を異動させる場合に限る。○給料表を異にして異動させる場合に限る。 |
| ８　職名変更（昇任及び降任以外の方法で同種と認められる職員の種類又は職を命ずる場合） |  |
| 八頭町……に任命する……を命ずる | ○職員の種類を異動させる場合に限る。 |
| ９　兼職（現に有する職を保有させたまま、他の職を命ずる場合） |  |
| 八頭町……に兼ねて任命する……を兼ねて命ずる | ○職員の種類を兼ねさせる場合に限る。○辞令書の身分欄に記載する。○辞令書の職欄に記載する。 |
| 10　兼務（現所属部課所に勤務を命じたまま、他の所属部課所に勤務を命ずる場合） |  |
| ……兼務を命ずる | ○辞令書の所属部課所欄に記載する。 |
| 11　併任（任命権者を異にする他の部局に所属する者をそのまま職員として任用する場合又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により派遣を受ける場合） |  |
| 八頭町……にあわせて任命する……勤務を命ずる……を命ずる |  |
| 12　事務取扱（職を兼ねさせることなしに他の職務の権限の代行を命ずる場合） |  |
| ……により……年……月……日まで……事務取扱を命ずる | ○辞令書のその他欄に記載する。○事務取扱期間を定めない場合には「………事務取扱を命ずる」とする。 |
| 13　兼職解除、兼務解除、併任解除及び事務取扱解除（兼職、兼務、併任及び事務取扱期間の満了前に事務取扱をそれぞれ解く場合） |  |
| ……の兼職を解く | ○兼職解除の場合 |
| ……兼務を解く | ○兼務解除の場合 |
| 八頭町……の併任を解く | ○併任解除の場合 |
| ……事務取扱を解く | ○事務取扱解除の場合 |
| 14　辞職（職員の意思によって退職させる場合） |  |
| 辞職を承認する | ○辞令書の種類欄に記載する。 |
| 15　免職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第１項の規定により職員の意に反して免職する場合） |  |
| 地方公務員法第28条第１項第…号の規定により免職する。 | ○辞令書の種類欄に記載する。 |
| 16　休職（地方公務員法第28条第２項の規定により休職を命ずる場合） |  |
| 地方公務員法第28条第２項第…号の規定により……年……月……日まで休職を命ずる | ○辞令書の職欄に記載する。 |
| 給与は八頭町職員の給与に関する条例第26条の規定により支給する。 | ○辞令書のその他欄に記載する。 |
| 17　休職期間更新（休職の期間を更新する場合） |  |
| 休職の期間を……年……月……日まで更新する | ○辞令書のその他欄に記載する。 |
| 18　専従許可（地方公務員法第55条の２第１項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第６条第１項ただし書の規定により在籍専従を許可する場合） |  |
| 地方公務員法第55条の２第１項ただし書（地方公営企業等の労働関係に関する法律第６条第１項ただし書）の規定により……年…月……日まで在籍専従を許可する。ただし在籍専従制度の趣旨に違反する等違法な行為があった場合にはこの許可を取り消すことがある | ○辞令書のその他欄に記載する。 |
| 19　専従休職（地方公務員法第55条の２第５項又は地方公営企業等の労働関係に関する法律第６条第５項の規定により専従休職を命ずる場合） |  |
| 地方公務員法第55条の２第５項（地方公営企業労働関係法第６条第５項）の規定により……年……月……日まで休職を命ずる | ○辞令書の職欄に記載する。 |
| 給与は八頭町職員の給与に関する条例第27条の規定により支給しない | ○辞令書のその他欄に記載する。 |
| 20　専従許可取消（専従許可の期間中に在籍専従制度の趣旨に違反する等違法な行為があった場合） |  |
| 専従許可を取り消す | ○辞令書のその他欄に記載する。 |
| 21　育児休業承認（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第２条第１項の規定により育児休業を承認する場合） |  |
| 地方公務員の育児休業等に関する法律第２条第１項の規定により……年……月……日まで育児休業を承認する | ○辞令書の職欄に記載する。 |
| 22　給与は地方公務員の育児休業等に関する法律第４条第２項の規定により支給しない。ただし、八頭町職員の育児休業等に関する条例第７条の規定により期末手当等を支給する。 |  |
| 23　育児休業期間延長（地方公務員の育児休業等に関する法律第３条第３項の規定により育児休業の期間を延長する場合） |  |
| 地方公務員の育児休業等に関する法律第３条第３項の規定により育児休業の期間を……年……月……日まで延長する | ○辞令書のその他欄に記載する。 |
| 24　復職（休職中、専従休職中及び育児休業中の職員を職務に復帰させる場合） |  |
| 復職を命ずる | ○辞令書の職欄に記載する。 |
| 25　戒告（地方公務員法第29条第１項の規定により懲戒処分として戒告する場合） |  |
| 地方公務員法第29条第１項第…号の規定により戒告する | ○辞令書のその他欄に記載する。 |
| 26　減給（地方公務員法第29条第１項の規定により懲戒処分として減給する場合） |  |
| 地方公務員法第29条第１項第……号 | ○辞令書のその他欄に記載する。（ア）　減ずる割合とする。 |
| (ア)の規定により……給料月額の……を……年……月……日から……日（月）間減給する |
| 27　停職（地方公務員法第29条第１項の規定により懲戒処分として停職する場合） |  |
| 地方公務員法第29条第１項第…号の規定により……年……月……日から……日（月）間停職する | ○辞令書のその他欄に記載する。 |
| 28　懲戒免職（地方公務員法第29条第１項の規定により懲戒処分として免職する場合） |  |
| 地方公務員法第29条第１項第…号の規定により懲戒免職する | ○辞令書の種類欄に記載する。 |
| 29　派遣（地方自治法第252条の17の規定により派遣する場合） |  |
| 地方自治法第252条の17の規定によ | ○辞令書のその他欄に記載する。(ア)　派遣先とする。 |
| (ア)り……へ……年……月……日まで派遣する |
| 30　派遣期間更新（派遣の期間を更新する場合） |  |
| 派遣の期間を……年……月……日まで更新する | ○辞令書のその他欄に記載する。 |
| 31　派遣解除（派遣期間の満了前に派遣を解く場合） |  |
| (ア)……派遣を解く | ○辞令書のその他欄に記載する。(ア)　派遣先とする。 |
| 32　研修（国の機関等の行うおおむね１か月以上の研修に参加させる場合） |  |
| (ア)……へ研修のため……年……月……日まで派遣する | ○辞令書のその他欄に記載する。(ア)　研修機関の名称とする。 |
| 33　研修解除（研修期間満了前において研修を解く場合） | ○辞令書のその他欄に記載する。 |
| 研修派遣を解く |  |
| 34　昇給（同一の職務の級のうちで号給又は給料月額を上位の号給又は給料月額にする場合） |  |
| ……職……級……号給を給する | ○辞令書の給料欄に記載する。○枠外昇給の場合には「……職……級特に……円を給する」とする。 |
| 35　昇格（職務の級を現に属する職務の級より上位の職務の級に変更する場合） |  |
| ……職……級に決定する……号給を給する | ○辞令書の給料欄に記載する。 |
| 36　降格（職務の級を現に属する職務の級より下位の職務の級に変更する場合） |  |
| ……職……級に決定する……号給を給する | ○辞令書の給料欄に記載する。 |
| 第二　臨時的任用職員及び一般職の非常勤職員の場合 |  |
| １　採用 |  |
| (ア)　　(イ)……職員（……）に任命する | ○辞令書の種類（職）欄に記載する。(ア)　臨時的任用及び非常勤の別とする。(イ)　職名又は職種名とする。 |
| （月額）（勤務１時間につき）日給（月手当）・円を給する | ○辞令書の給料欄に記載する。 |
| ……勤務を命ずる | ○辞令書の所属部課所欄に記載する。 |
| 任用期間は……年……月……日までとし、任用期間満了後は自動的には更新しない | ○辞令書の任用期間その他の勤務条件欄に記載する。○非常勤職員の場合には「任用期間は…年…月…日までとし、１か月の勤務日数は |
|  | 20日以内（又は１週間の勤務時間は、33時間以内）とする」とする。 |
| ２　期間更新（臨時的任用職員の任用期間を更新する場合） |  |
| ……年……月……日まで任用期間を更新する任用期間満了後は更新しない | ○辞令書の任用期限その他の勤務条件欄に記載する。 |
| ３　辞職 |  |
| 辞職を承認する | ○辞令書の種類（職）欄に記載する。 |
| ４　給与改定（給与の額を変更する場合） |  |
| 日給（月手当）・円を給する | ○辞令書の給料欄に記載する。○配置換及び懲戒処分については第一の例による。 |
| 第三　特別職の職員（常勤）の場合 |  |
| １　任命 |  |
| (ア)……に任命する報酬月額（給料月額）……円を給する | ○必要な場合には「……（常勤）に任命する」とする。(ア)　職名とする。 |
| 任期は……年……月……日までとする |  |
| ２　解職（職員の意思によらないで退職させる場合） |  |
| (ア)……を解く | (ア)　職名とする。 |
| ３　辞職（職員の意思によって退職させる場合） |  |
| 辞職を承認する |  |
| ４　給与改定（給与の額を変更する場合） |  |
| 報酬月額（給料月額）……円を給する |  |
| 第四　特別職の職員（非常勤）の場合 | ○執行機関の委員会の委員、執行機関の委員及び附属機関の委員については、第三の例による。 |
| １　任命 |  |
| (ア)非常勤職員（……）に任命する | (ア)　職名とする。 |
| 報酬月額（報酬日額）（報酬額勤務１回につき）（報酬額勤務１時間につき）……円を給する |  |
| ……勤務を命ずる |  |
| 任用期間は……年……月……日までとし、１か月の勤務日数は20日以内（１週間の勤務時間は33時間以内）とする |  |
| ２　委嘱 |  |
| (ア)……を委嘱する | (ア)　職名とする。 |
| 報酬月額（報酬日額）……円を給する |  |
| 任期は…年…月…日までとする |  |
| ３　解職（職員の意思によらないで退職させる場合） |  |
| (ア)……を解く | (ア)　職名とする。 |
| ４　辞職（職員の意思によって退職させる場合） |  |
| 辞職を承認する |  |
| ５　給与改定（給与の額を変更する場合） |  |
| 報酬月額（報酬日額）（報酬額勤務１回につき）（報酬額勤務１時間につき）……円を給する |  |